

統

一

團

報

統

一

團



第拾五號

明治三十年八月八日發兌

本報發行所

山東通商

所

本 號 目 次

● 論 說	普通佛敎主義を論ず
● 敎 戰	淨土宗の宗義に關する第三回難論狀(續)……國友如淡
● 史 傳	日蓮大聖人……(第十一回)……佛城……關田養叔講演
● 蒐 錄	佛城漫筆 佛耶兩敎徒の會合
● 詞 苑	日什御奏聞記錄……(續)……日穆上人記 和歌……海上胤平、小川松泉、錦織無道人
● 說 敎	顯本の華菓……(承前)……小林日至師說敎
● 寄 書	佛敎各協會反省の時機……今成乾隨

統一圓報

第十五號

明治三十年八月八日發兌

論 說

普通佛敎主義を論ず

白鷗の惰眠を貪りて波上に泛々たるか如く、燕子の空飛に勞れて秋風は翻々たるか如く、自家の本領を没却して俗論に奔馳し、自信なく定見なく一時を糊塗し、風潮に阿諛し以て自ら得たりとなすもの、是れ實に現今佛者の頹勢にあらざるや、見よ普通佛敎と謂へる一語、如何に佛敎界の正義を魔酔せしめたるかを、各宗各層を通して之を歡迎したるの結果、今や其敎基を破壊し滔々汎濫、判敎なく誠信なく本尊なく行法なく證果なき、乾燥無味淺薄鹵莽の敎法を以て満足し、其甚しきに至りてや遂に宗祖献身的の敎義を非認し、冷然顧念せざるものあるを見る、嗚呼痛ひ哉、

普通佛教とは自体如何なる旨義ぞ、彼のスペンセルが所謂通有の事實は眞理に近しの意歟、果して然らんには吾曹は之を目して、佛教講究の一大退歩なりと號はんとす、今瑣氏の説を見るに、彼は曰く他の思想にて方向程度異なる數多の社會に、黙々の内へ認容せられたる理は通常の證據より超絶せる確實なるものにして、殆ど數學の眞理に次く、例へは古今東西幾多の宗教、種々雜多の解説あるも、宇宙開闢の起原を説くか如きは是れ則ち通有の事實なり、印度に在りて波羅門の摩訶首羅を説き、火教の火を以て萬物の發生を説くか如き、西洋に在りて天主基督教の唯一上帝を説き、日本に在りて神道の造化三神を説くか如き、復佛教諸經に廣く諸種の緣起説あるか如き、其名を殊にして其説を異せるも、此に就て通有の理法を發見せり、一は我人は説明を要する一箇の事實を有せりと云ふ事、二はコレ／＼か其説明なりと云ふ事、是れ瑣氏の論なり、吾曹謂らく斯くして通有の理を探究するは、茫漠たる概念を作るに過ぎずして、畢竟研究の退歩と云ふべし、何となれば我人は皆説明すべき一箇の事實を有するか故に、之に説明を與へて其當否を闡明するに勉めたるなり例へは衛生上食物の關係を氣付たるを以て、此々は滋養あり此々は毒害ありと云ふ

と一般、若し唯人は皆食物を求むるものなりと云ふのみにして、斯かる概念は衛生上何等の効益なきか如し、是れ全く研究の退歩と謂て可なり、吾曹は怪む今日の流行の普通佛教論者の説、復大に之に類するなき歟、彼の村上專精氏が佛教一貫論を著して、無始無終因果戒定惠等を挙げ、之を以て佛教一貫の理法なりと論述したるか如き、全く講究の退歩たるを表明して餘りあり、各宗孰れか斯かる空漠たる解説より満足したるものあらんや、進て無始無終の本体を闡明し、之を理より歸して説く者、之を佛に皈して説く者、之を心に皈して説く者、之を物に皈して説く者、之を十界の色心業に歸して説く者、相分れて宗々を開創するに至れり、因果の説に於けるも其果して何れが眞正の佛因佛果なるやを擇定し、假因假果權因權果實因實果本因本果を顯明するか故に、宗々の設立を見るに至れり、戒定惠も亦爾り、戒体戒相幾多の分別あり、禪定に於ては萬境諸緣觀念一ならず、智惠に至りては法体別異なるに隨ひ其階段幾層たるを知らず、此等甚深の淵底を究盡して開宗するものたり諸宗の宗師彼か如き漠々たる解説に満足したらんには、何を煩はしく開宗の勞を取らんや、學佛の徒警覺省悟せざるべけん、

普通佛教とは如何なる旨義を、佛教諸經の教理に普通なるの謂ひ歟、各宗の宗祖解説の教義に普通なるの謂ひ歟、抑も復一般上中下根の各機に普通なるの謂ひ歟、若し夫れ佛教諸經の教理上に普通せる佛教を求めんと欲せば、須く世尊の遺し玉へる、一切經總統開顯の教旨を遵奉すべし、然らば諸經の江河法華の大海に湊合して、一味不異の統一的大佛教を興立するを得べし、之に反して何れの經に依るも判教情に任すと云ふに至らば、茲に經々衝突を來たし、紛々擾々爭論競起の佛教として混ひんのみ、普通佛教論者の云ふ所を聞けば、爭競を起さしむるの佛教にして而も之を呼て普通佛教と謂ふ、其狂態誠に憐むべきにあらずや、若し轉して各宗宗祖の教義上に普通せるものを求むるに在りとせんか、是れ却て各宗を破壊するに終らんのみ、何とされば各宗祖各一定の見地ありて宗義を別立するもの、若し各宗共通して甲乙是非の差なからんか、強て一佛海中に波浪を生じたるの科咎に各宗祖の脱る能はざるの非難たらずんばあらず、弘法覺鑊が顯密二教の剖判に顯密諸宗の翳眼を開くとして、眞面目の主張たりしに疑ふべからず、法然親鸞が聖道淨土の分類も亦聖道諸宗の時機を誤認せるものとして、悲嘆暗涙の迸しりたるもの以外を

らざるべし、其他各宗々祖孰れか自家の主張を以て、偏僻局見と知りつゝ、之を唱道せんや、斯くの如く顯密難易等の分判ありて、而して後宗旨あり、故に此等の分判を撤回せんか、宗旨の基礎を發掘せられたるものと謂て可なり、宗旨の基礎を發掘し去て猶各宗の存在を認むるは、病眼に空華を現するに異ならず、方今の普通佛教論者の病眼の徒たりと謂ふの外、彼が如き旨義の解釋を許すの途なし、方今の普通佛教論の如き漠々たる因果論等は、各宗祖の見て以て實修實證の佛教上一見地として許容せざる所、是れ所謂一齋に非認する共通の事實たり、實に今の普通佛教なるもの各宗に普通して採用すべからざる俗論たり、而るに各宗の縑素普通に之を贊す、抑も俗論の魔風各宗に普通にして吹き靡けつゝあると謂つべきもの歟、若し復轉して上中下各機を通じて救濟するの教義を指すものならんか、先づ念佛門の如き一機の前に假施したる局部説を排却し去るべし、而して一法能く萬機を等攝するの教法則ち十界皆成佛道の一乘妙法を以て大普通教と決定すべし、若し法華も万機等攝たらん念佛も亦万機均濟の教と謂ふか如き爭競あらば、少くとも先づ之を講明審案して其果して何れか眞なりやを簡擇せざるべからず、然らずして各宗の外に万機救濟

の勝教あらんか、宜しく各宗の外に立て之を唱道すべし、事此より出てすして一方に在りては漫然各宗の教基を混雜し、一方に在りては自家宗義の分別を主張す、一身首鼠兩端に走りて一時を糊塗し、暗潮に投して群迷極濟の天分を忘却し、恬然呼吹して耻ぢざるに至りては之を何とか名けん嗚呼、

前來論述する所に於て、普通佛教論者の迷妄を叱正するに餘りあるを信す、然れども彼等は必ず云はん、金杖を折て諸種の金器を作るか如く、佛教の金杖を以て各祖各宗の金器を作る、一見別なるか如きも其法体や一なりと、又云ふ四門異りと雖ども入理一なり、各宗門戸を別にするか爲めに入證何を別なりと謂はんやと、又云ふ分け登る麓の路は異なれど同一の天月を拜するが如く、各宗の行路別なるも悟道は一なりと、是等の説は尤も卑近の俗論なるも今や堂たる普通佛教者の別義の金城となれり、豈一言の辨なくして止まんや、由來金杖の譬喩たる天笠の脇尊者が迦尼色伽王の間に對し、小乘諸部の論争を斷じたるの一語なり、今此を以て大小偏圓權實の諸教諸宗に類同せんとす、其誤用も亦甚しと謂ふべし、小乘家各々異説あるも畢竟四論の説に依るのみ、其争や愚なり、然れども小乗と大乘との論争に至りて

は、金と眞鍮との優劣を分つか如く、之を同一視せんか、是れ亦愚を免れざるなり今の普通佛教家が權實偏圓法体上の異を知らざるは、金銅鉛錫の簡別なきに譬へて可なり、又四門一理の説たる同じく小乘四諦の入門に就て唱へ來れるもの、門は以て因に譬へ堂は以て果に譬へたるものなれば、假因假果實果の別あるは門と堂と俱に別異なること、恰も村役場の門に入て村長に面會するものと、皇城の門に入て天顏に咫尺するものとの別あるか如く、入門異なり入理復別なり何を念佛の虚戲行の門より、寂光本國土の堂に昇るを得んや、又彼の山路別なるも、天月一なりと云へるの迷想も、之に類例して知るを得べし、今一言以て之を況論せんか、此輩は佛教を學て權教の鉛錫に執し、未だ實教の金杖を知らず、方便の門戸に彷徨して、未だ本佛の堂に昇らず、偏邪の嶮徑に徘徊して、未だ實相の天月を拜せざるの暗者のみ、噫此子可愍、

彼の各宗綱要編纂に關し、念佛宗徒等が日蓮の宗義を日蓮の宗義を記述する下に掲ぐるを拒み、以て自家宗義の陋劣薄弱なるを、天下に自白するの痴態を演ずるか如き、是亦普通佛教の俗論に魔酔せる一幻象として見るを得べし、古賢曰く押高就下

權尊入卑概令平等是惡魔比丘之本相也

教 戰

淨土家の宗義に關する第二回難詰狀

國友 如 淡

第二答の難詰 子細に足下の答辨を見るに、暗推盲用錯引證證殆ど至らざるなし、嗚呼淨家一流の釋義斯くの如くならんか、墮無間の法賊たる益明白にして、聖祖の格言愈疾唱せざるべからざるを覺ゆ、足下は余を指して經釋の義趣を解する能はずと云ふ、是れ堯を吠ゆるの痴犬のみ、請ふ足下謗言と止めて心靜に本問題の正答の提げ來れ、天に唾するの愚を學ぶ勿れ、本問題は淨家に於て毘婆娑論を本據として、法華經を難行中に攝入するの非義を詰難したるものたり、今足下は該論を略引して模索の辨を弄す、其見解の失當極めて明白にして一たひ該論の具文を掲げ來らば、復別に駁撃を與へずして遁走するものたるを知る、故に今該論の全文を掲出し臆慙を加へんと欲す、

十住毘婆娑論第五

聖者 龍樹 造

教 戰

後奉龜茲國三藏鳩摩羅什 譯

易行品第九

問曰是阿惟越致菩薩初事如先說至阿惟越致地者行諸難行久乃可得或隨聲聞辟支佛地若爾者是是是大衰忠如助道法中說若墮聲聞地及辟支佛地是名菩薩死則失一切利若墮於地獄怖畏如墮地獄中畢竟得至佛若墮二乘地畢竟遮佛道佛自於經中解說如是事如人貪壽者斬首則大畏菩薩亦如是若於聲聞地及辟支佛地應生大怖畏是故若諸佛所說有易行道疾得至阿惟越致地方便者願爲說之

答曰如汝所說是是等弱法劣無有二大
 心非是丈夫志幹之言也何以故若人
 發願欲求阿耨多羅三藐三菩提未得
 阿惟越致於其中間應不惜身命晝夜
 精進加救救頭燃上如助道中說
 菩薩未得至阿惟越致地應常勤
 精進猶如救頭燃荷負於重
 擔爲求菩提故常應勤精進不
 生懈怠心若求聲聞乘辟支佛乘
 者但爲成己利常應勤精進
 何況於菩提自度亦度彼於此二
 乘人億倍應精進
 行大乘者佛如是說發願求佛道重
 於於三千大千世界汝言阿惟越
 致地是法甚難久乃可得若有易行
 道疾得至阿惟越致地者乃法弱

執情を蕩盡し翳眼を拂拭し、謹て本論を案するるときん
 ば、發問の要旨正しく或墮聲聞辟支佛地若爾者是大衰
 患の一句にあり、然して二乘地を以て畢竟して佛道を
 遮すと謂へり、是れ未だ二乗作佛の妙義を知らざるよ
 り起りたるの疑問にして、法華經の如く十界皆成佛の
 妙法を顯示せられざる權假の教義たるや昭々乎として
 實に分明なり、次に是故若諸佛有易行道疾得至阿惟越
 致地方便者願爲說之と云ふ、是れ第一の提綱に二乘不
 作佛の義を定めたるより、之を受け是故に云ひ、然し
 て易行の方便を問起したるもの、畢竟客作の賤人を以
 て甘し、眞佛子の實位を知らざるの言なり、其答説を
 見るに如汝所說是等弱法劣無有大心非是丈夫志幹之言
 也と云ふより、非是大人志幹之説に至る迄、七地已上
 の菩薩化他の大行を進取すべき旨を奨勵せり、之に由
 て之を觀るに、圓頓一乘の法華等を校量して分判を下
 したるにわらず、僅に權大乘中或一部の經に就て、批
 判したるものたるや明なり、而して信方便の易行門を
 開出する所以は、是等二乘地に墮落する怯弱の類に
 向て示したるものたるは、文義明々疑を存するなし、
 足下か掲出せる論文と云へるは、全く該論文にわらず
 是下の杜撰極まれりと謂つべし、難行道とは曰く云々

下劣之言非是大人志幹之説汝若必
 欲開此方便今當說之佛法有二無量
 門一如世間道有難有易陸道步行則苦
 水道乘船則樂菩薩道亦如是或有
 勤行精進或有以信方便易行疾至阿
 惟越致地者如偈說
 東方善德佛 南方栴檀佛 西無量
 明佛 北方相德佛 東南無憂德
 西南寶施佛 西北華德佛 東北三
 乘行 下方明德佛 上方廣修德
 如是諸世尊 今現在十方 若人疾
 欲至不退轉地者 應以恭敬心
 執持稱名號
 若菩薩欲於此身得至阿惟越致地
 成阿耨多羅三藐三菩提者應當念
 是十方諸佛稱其名號 (已上論文)

どの解は、曇鸞の淨土論註に在りて解釋したる一已の
 私見に過ぎず、何を法華宗に對する論義に之を借用す
 るや、一家の私言を許て龍樹の論文と云ふ、知て之を
 爲さは其虛偽共に道を語るの徒にわらず、知らずして
 之を用ひは斯かる重要な本據に暗短なるの徒は、其學
 解の誤謬に出づるを知るべきのみ、更に學べ三十年
 已上論辨する所に於て、既に足下か毘婆娑論の解釋を
 下すの資格なき事明白たれば、此の詰難を加ふるの要
 なしと雖ども、他の淨家心醉の輩を度せんか爲めに、
 猶論述することあるべし、該論の信佛とは今淨家が云
 ふ所の一向專修の念佛、則ち彌陀一佛に僻執して余佛
 を排捨するか如き偏局の主意にわらず、其は信方便の
 易行を示す劈頭第一に東方善德佛南方栴檀佛等の十
 方の佛を擧げ、而して應當念是十方諸佛稱其名號と謂
 へり、以て本論の信佛主義は廣義に解せられたるもの
 今の念佛徒の局義と相反するものを擧げて本據となし、
 如く自家の宗義と相反するものを擧げて本據となし、
 終に法華經を本論の難行に附會し、之を貶斥するに至
 り、其異解謗法の罪案皓として白日の如し、然るに
 翻悟改悔の心なきは抑も惡鬼入其身の致す所歟、永劫
 沈淪の重苦誰か一掬の江涙なからんや。

足下は該論の信方便と謂へるは、信佛にして信經にあらずと云ひ、此を以て法華經を排せんとするも、是亦失當の攻撃たり、固より本論には信佛の因縁を示せるも、其は廣義に解せられたれば、専修念佛徒の憑據にあらず是、法華經に信佛の益を示せることは、第一答難詰の下に辯ずるか如く、本地難思の境智の本佛に信順せば、毎自の悲願速成佛の大益を讓與せん、今此妙行と抑へて強て難行に貶挫せんとす、其罪決して恕すべきにあらず是、又本論には信佛の因縁のみを示すも法華經に於て信法の大利益を開示せり、本論固より局部の説なり、何ぞ本論の信佛を以て法華經の信法の益を排斥するを得んや是、由來本論は別申の論たり、足下論書に於て通論別論の區別を知らず却て之嘲笑せり其闕迷愍諒に堪へず、今少しく曉諭せん、通論とは一代諸教に總通して批判と下したるもの、別論とは一經或は一部に就て解釋を下したるものにして、所謂本論は華嚴經の十地品を解釋したる別論なり、故に二乗作佛等の妙義を隱覆したる問答を以て終れり、此に由て本論の難行中に法華經を攝入するは、淨家一流の僻解にして龍樹の聖意に契はざるや明なり、猶龍樹の大論は毘婆裝論の如き破本にあらず、此書に於ては法華經

を稱讚して、大藥師能毒變爲藥と云へり、是れ毘婆裝論に於ける二乘畢竟して佛道と邁すると云へる説に反し、二乗作佛の法華經は毒を變して藥と爲すか如く絶妙なりと云ふの意なり、以て龍樹が法華を該論難行中に攝せざるや愈分明なり、足下は義趣に於て論定して淨土經を唯一の易行とすと云ふも、該論の文義前述の如くなれば、是れ唯空言のみ、其實は無文無義にして淨家一流の妄言たるに過ぎず、
足下云ふ本門の正意は實相を説けりと、是れ何たる説ぞ、迹門正意在顯實相本門正意顯壽長遠の釋何人も知る所、而して我宗は本門に於て本地難思の境智の佛法を顯本し玉へる妙義を闡明して教基となせり、足下等本門の正意を了得せざるは怪むに足らずと雖ども、單に實相に在りと云ふを開かは豈噴飯せざるを得んや、又本門の行法を以て觀念修證の一義と定むるは、是全く信行の要道を領會せざるか故のみ、若し能く信行成佛の妙義を研磨し、末代の凡夫却て本門の直機たるを知了せば釋然として悔悟するを得ん、唯罪業覆障の輩を除く、大集經の一文は末法に至り白法隱沒の相を説きたるものにして、則ち念佛行等の入證を非認せるも、而して法華經は此等權假の小白法隱沒の時に至り

獨り大利潤を興す、大白法なるが故に、經に説て後五百歲中廣宜流布と云ふ、然るを大集經に依て法華を貶せんとするは、所謂執情を逐ふて異解するの妄見のみ善導の語は佛意を了せざる迷想認見にして言ふに足らず、法華經の譬喻品の一文は在世常機迂廻の類に就て説示したる一邊にして、法華の流通段に於ける分別功德品等正しく末代修行の龜鑑を垂れ玉へり、一念隨喜の妙益を以て當今法華の行法と定むべきは無論のことなり、足下の引證は皆是錯引旨用の失に坐するのみ法師品の衣座室の三軌は固より法師の行軌たり、大慈悲を室となし、柔和忍辱を衣とし、諸法空を座となすは法師の心得として、誰か之を奉せざらんや、然れども法師品は法師の難行を強ゆるにあらず、法師に慰籍を垂るゝの聖意なり、故に經に我滅度後能竊爲一人說法華經乃至一句當知是人則如來使と説けり、一人の爲めに一句を説くすら如來使なりとの慰籍を興ふ、誰か發憤せざらんや、然るに此全文を拜して法華の弘宣を廢するの援引となす、實に倒用の甚しき者、大喝一下せざるを得ず、斯く駁難し來るに、足下は法華の流通分に於ける當今の行軌を隱蔽して、在世常機の文を擧ぐ、其誤認知るべきのみ、猶曇鸞の語を擧げて之を龍

樹の言となすか如き旨用は、足下一片の道義心あらば心中疚しきものあらん、嗚呼澆季、嗚呼固執、
足下は法華の惠信は各別にあらずと謂て、法華の信行を難行道に貶挫せんとするも、固より一聞能持一切法故雖未得六波羅密六波羅密自然任前の金言なれば本門信行の内本佛釋尊の本因本果實修實證の萬徳を具備し、信念の當相に無央無限の事智慧三身の妙徳を受得す、實に信智一体の妙行なり、然れば足下か惠信各別にあらずと云ふを以て非難の説餘と思へるは、全く暗夜の飛礫のみ、我に於て何かあらん、又法華經に惠信二行を示せるを聞て法華を害すと云ふか如きは、其言説殆ど語るの價値なし、何となれば法華は時機の像末付囑の總別、導師の本迹、行法の惠信等と分別して以て教を遣せり、是れ世尊の聖慮正に示すべきか故に示し玉ふ、聖境不測の大化儀なり、之を以て法華と害すとは佛意に順するを以て佛意に違ふと云ふか如き狂言にして、言語道斷の空想のみ、又惠信二門あらば難易混合の法と云へる非難の如きも、同一の迷見にして第二回の難詰に示せる恰も世人觀經の上中品の文を引て往生は難行なりと非難するか如しの一句、以て其妄を醫するに餘りあり、若し九品各種の往生因を示すか故

に、混合亂雜の經として捨つへくんは、足下先つ足下所依の觀經を捨てよ、呵々、

足下分別功德品の深心須臾信の成佛に對し、一言の會通する能はずして齒莢不稽の辨を費し、法華の信行は理觀を離れず、彌陀の信行は理觀を攝すと云ひ、憶斷亂打して得たりと爲す、願くは今少しく公明なる討究眼を用ゐよ、抑も法華の信念には、六波羅密自然在前し、今法王大寶自然而至の妙益を與ふ、經に於我滅度後應受持斯經是人於佛道決定無有疑と説く吾人本化の化風に浴する者を指して印可證明し玉へり、足下等之を肯むも、大聖世尊多寶善逝十方の諸佛座を列へて之を誠證せり、足下の横難我に於て何かあらん、彌陀か理觀とは抑も何ぞ、常樂説是妙法華經の佛たらば、全く法華の妙法に依て正覺を成したるもの、我本立誓願我所行佛道普欲令衆生亦同得斯道の本願明に、而して此斯道とは何ぞ、則ち妙法華なり、彌陀若し亦同得斯道の本願に於て、下愚の信行の成佛を拒まは、彌陀其自身の誓願と無視するの愚に飯すへし、足下は此愚を以て彌陀を誣ひんとする者、然らば本佛釋尊の罪人のみならず、復彌陀の逆子たるを免れざるへし、嗚呼進ては釋尊に背き、退ては彌陀に逆ふ、可憐哉、此罪業

深重の一黨

第二問の餘答に關する難詰

(1)此土入聖彼土入證の分別の如きは、固より淨土一流の私言のみ、淨土一流元來國土妙の實義を知らず、淨穢の關係に迷ひ、厭離娑婆欣求安養の僻見に甘す、此淺見局情を準繩として法華の深義を左右せんとす、其判斷の正鵠を失する豈怪むに足らんや、足下は私言を直に佛敎の如く應用せんとするも、其は偶々其荒量を自白するに止まり、正理の講明に半錢の益なきを奈何せん、此を以て斯かる問題の討究に就ては、先つ淨穢の關係を辨し、法華經に示せる本國土妙の義趣と講明せざるへからず、故に足下に告ぐるに彌陀假立の土と、本時常住の淨土との簡擇を爲すべきを以てすべし一念隨喜を以て授記に止まると云へるか如き、無文無義の辨何を受持成佛の現文赫々の光を遮するの力あらんや、又法華經を末代不相應と云ふも、於末法中欲説是經末世法滅後五百歲等の金言昭々乎として日より輝けり、足下の解せざるは執見の眼識を覆ふの不幸のみ、

(2)念佛行は成佛の實因にあらざると謂へる義趣を知らずして、頑然執情を吐露するは實敎の明師に面奉せざるを剖判するに、何の融會せられざるにかあらん、此同時の辨は恰も人の富貴なるの日は、薄縁なる烟塵も彼は我親族なりと謂て誇張する一般、是れ偶々以て法華經の富貴にして、觀經等の貧賤なるを默證するも、余輩は思はず破顔微笑するのみ、天臺の語は宜しく典據を舉示すべし、其共許の實義ならざるは預斷して誤なきを信す、足下謂ふ良師とは同臭の逆路子歟、足下の言論に依て推するに、正しく三德有縁の釋迦法皇に違反せる虎狼露靈よりも猶怖畏すべき惡智識ならん歟、

るの致す所、深く觀察を加ふべし、今少しく言はん、彌陀は世自在王佛の弟子になり、然らば彌陀已前は信念成佛の法なくして、十劫の近代に至り、始めて下根救濟の途を得たるものなる歟、彌陀は無量壽光と稱するも正しく其成正覺の年時を示して、於今十劫と説けり、法華の彌陀成正覺の行願を見れば、其師は大通佛其年時は三千塵劫、其行は妙法華、其願や法華賜與にあり、而して其領土は西方安養なり、此娑婆界の教主たる我大牟尼尊、爾かも唯我一人能爲救護の敎救を下せり、其吾人救濟の爲めには、唯一の高弟上行を遣し以て妙法信行の敎義を開道せしむ、其佛因佛果を説くや、事一念三千の妙義を基礎とし、無始の本因本果の大法門を顯示し給へり、何う佛々各別の行願を立て、佛々優降と論するか如き理不盡の淨土經に於て、法界の本法眞實の佛因を論するを得んや、足下に在りては稱名往生の願文と亦同得斯道の願文との取捨にすら迷惑せり、未だ彌陀の本願を領せずして無事變幻の土に執し、夢中の權果に著す、何ぞ本覺の實因を知らんや本問題は全く足下會得の外にあり、其法華同時涅槃同時の説疑議に亘るか如きも、畢竟時節の前後は判敎網格中の一義に過ぎずして、三説超過の妙法華を以て之

(3)毘婆娑論と以て法華已前の論と云ふこと、何の争か之あらん、該論は正しく華嚴經の十地品を解釋したるものにして、而も第二地に至り其筆を止め、其余は傳はらざる缺本なり、足下か言に滅後の論師一代經の義趣を探究して、論理に従ひ釋を爲す、是れ佛敎全体に渡る也とは、是概論辨別を欠くものなり、一代總通の義趣に依るの通論と、一經一部の別釋との區別を知らずして、乱引するは絶倒に堪へず、該論か一代の通論ならざるは、二乘を以て地獄よりも畏るべしと云へる一語に依るも、既に分明なり、故に此論の難易の分別中に、法華經を網羅せざること争ひなきなり、足下

の答辨要緊を得ざることを、恰も鳥をして水中の魚を獲んとするが如し、

(4)舍利弗は法華經の迹門に在りて華光如來の記を得本門に至りて増道損生の益を獲たり、而して涅槃經には法華の益を讀して、秋收冬藏更無所作と云へり、何を阿彌陀經の益を恃まんや、加之阿彌陀經に於て舍利弗の得益を説くことなし、足下云ふ義とは暗推曲用のみ、阿彌陀經萬一法華經の後時ならんか、本門顯本の説を聞き、久遠本佛の毎自の悲願に感佩せるの舍利弗何と十劫始成の彌陀に托せんや、足下の義通せざる如斯、

(5)足下天台の本懐と没弊して、猥りに法華闡揚の人と云ふ、是れ憑據を誤れるの致す所、當否の決定足下妄信の憑據論に就て辨するを得ん、其法華の信行を以て利智精進ならざるべからずと云ふは、六百年前の迷夢今尚は醒めざる者、分別功德品の信念、神力品の受持、本化の附屬、壽量の三秘、所謂本地難思の境智の妙法は迹佛等の思慮を絶す底の深旨信得すべくして識得及すべからず、實に妙法蓮華經は諸佛秘要之藏、之を語れば言喪し、之を思へば慮亡す、文にして而も文と非らず、義にして而も義に非らず、三千の諸法一言

様も或る場合には傳教大師門人と名乗られた事もあつて、尤も内相承のところから云ふと同し法華でも大邊に相違かあるのですけれども……それは兎に角當時この山に留りて佛法修行に心を注がれたる連長師、自ら佛法に於て見定められた見識と、傳教大師の御精神とは昔と今と時は距つれども、百歳の下に肝膽相ひ照らすといふ關係があつたのである、故に學問研究といふところから申すと、見聞を博くし自ら信するところを愈々強くしたので比叡山十二ヶ年の間の學問である、また此の當時の佛法の廢れたる世の有様を憤りつゝ、且つは人物を鍛へたのも此の山である、さて叡山の學寮と云ふのは、東塔西塔横川と云ふ三つに分れ居て之を三塔と唱へるのですか、連長師はこの内東塔の圓頓坊といふに住職をいたし、天臺一宗の學問に心を寄せ、法華經等の諸大乘經を讀み、天臺章安妙樂等の祖師かたの釋論を見究め、その外傳教大師已來支那天竺より將

以て之を誦じ、故に七字の内法界を籠牢し、天地を轉旋し、六道を包括し、萬行を收攝す妄情を蕩かさずして妙に性本に復す、實に不思議中の不思議なるもの、安んぞ執權の輩此の奥藏を窺窺するを許さんや、聖祖曰南無妙法蓮華經、

史傳講演

日蓮大聖人

(第十一回)

佛城 關田養叔 講演

比叡山を開きましたる傳教大師と申す方は、近江國滋賀郡に生れたので、名をは最澄と申し、行表和尚といふを師匠として佛法を學び、後唐土に渡つて、かの天臺大師六世の法脈を傳へたといふ道遠和尚に遇ひまして、天臺宗の教法を相承て日本にかへり、時の帝王桓武天皇の詔勅を奉じて、この山を開らき、日本に初めて法華宗を弘めた元祖である、それですから御祖師

來れる幾萬の經論に眼を晒らし、日々講堂に昇りて三塔の學者等に専ら親交を結び、取り分け淨明涯海心賀などといふ當時三千の學衆の中に於て頭とよはれ博學の譽れ高き人々に立ち交り、日に月に經論釋書の談論に餘念も御座いませぬ、或日例の如く講堂に昇りますと、上座に扣へたる講主より『法華經と大日經との差別如何』といふ問題を出した、すると並び居たる大衆輩々として各議論をいたしまする中にも、連長師は席を進めまして『愚論ながら拙僧もの申さん、法華經は釋尊の御本懐にして眞實の經文また一切諸經の王で御座る、大日經は方便の權經、何れが劣り何れが勝れ重さか輕さかを尋ねれば、日月と燈と光を争ひ力士と赤子と力を較べるも同様、二經の相違今更らに論ずるにや及ぶべき』と逐一に典據を擧げて議論をいたし猶ほ憤慨に堪へざる様子にて『抑も大日經とは是れ是れ眞言所依の經……惜ひかな當山の法水は慈覺大

師に至りて眞言の泥に濁りたるぞおはれなる、昔し開基傳教大師、天臺法華の旗を翻ひして、南都の六宗をば勇ましくも、桓武天皇の御前に於て打ち破り、六十餘州の寺々山々、悉く我大師に歸伏し、大に一乗妙法の光りを輝やかし給ひて、御弟子義眞圓澄は如法にその跡を守りたるに、慈覺といへる獅子身中の蟲湧き出で、弘法の眞言になづみ、又理同事勝などおられもなき邪義をいひ出し、玉と瓦を一緒にし酒に酢を交せて法華と眞言をかき並べ、おはれ權實雜亂の山となしたるは、何んど淺ましき事では御座らぬ歟……」と一々に條目を正して滿堂の大衆を睨んで述べますれば、一同の大衆あつげに取られて、しーんとして水を打つたるが如く語言も御座りません、かくて講論終りまして、大衆の中に座に列れる衆の學友尊海の坊へ、運長師はともに連れだつて参り、親しく交際ふ中にて互ひに打解けての物がたりに「慈覺が師敵對をして、傳

教の清き流れを濁したるばかりでなく、今は一山の宗風のこりなく斯る邪義に陥いつて了まい……何たる有様ぞ、未だ一人として此の淺間しさと憤慨する眞佛子は在さぬか」と運長師が語に力をこめて言へば、尊海は唯うつむくのみにて答ふべき語もなく、心のうち筋かに運長師の見識の高さを驚嘆するのみで御座います……運長師は此の後寛元四年午の春に横川の華芳谷淨光院にも住職をいたして、先きの圓頓坊と雙方を兼務して、これより倍々名を三塔にとほろかしまして、學問修行の傍ら、一切經の中の肝心な處を一々抜き書きいたしまして、三藏要文と名けたる書物を造り、學問をして居る同寮のものに示しました、猶ほ叡山より打々京都の方へ出て、五條油の小路の天王寺屋淨本といふ、書籍商の家と訪つれて廣く和漢の書物を御覽なされた、主の淨本といふ人は性質篤實なものでありました、深く運長師の凡人でないといふことを信じ殊の外

その高徳を慕ひまして、妻の妙運もろとに大層に歸依をいたし、親切に待遇申し上げます、夫れ故いつも京都へお出ましの節は此の家に泊りまする様な譯、かゝる不思議の因縁より後年に及び淨本妙運夫婦もろどもに大に法華經を信仰いたして御祖師さまの御弟子と相成り、淨本は弘安三年九月十一日を以て没しました、が、その孫の通妙といふ人が、淨本の邸宅を轉じて御寺といはし本蓮寺とよび後また永祿二年に本覺寺と改めたことである、運長師は淨本夫婦が厚つた取扱によつて京都に屢々滞留しながら、諸所の學者たちと交際いたす中にも、普門寺といふに住し、臨濟の禪宗を弘めて、後に聖一國師と云つて世に名高くなつた圓爾和尚といふ者と、親しく交際をいたし互に佛道の話に往來をいたし、圓爾和尚も運長師の學識博く才智秀れたるを感じて非常に尊敬をいたし「斯る豪傑の師にあらでは一切衆生を導くものとは成り難し」と弟子等に

語つた位で、後に寛元年中に圓爾和尚が、九條關白道家公の本願に依つて東福寺といふを建立するに當り、日ごろ親しく交際を致した縁故を以て、大なる材木を一本寄附いたしました、この材木は柱となつて唯今でも東福寺の日蓮柱と、なへて甚だ世に名高く、この寺の萬年動かぬ寶物と爲つて居る、また此のころ曹洞一派の禪を弘めた道源禪師といふが、聖興寺に居りましたので、此の人とも親しく交り結びて議論を上下致し、また支那から参つた禪僧で、道隆關溪和尚といふが御座いました、この人は後に北條家の歸依を得て鎌倉建長寺の開山と相成り大覺禪師といつて隨分世に名高いことであるが、當時泉涌寺の來迎院に住して世の人の信仰一方ならなかつた、運長師はこれ聞いて是非この關溪和尚に値ふて教と尋ねんものと思ひ、且つは此の泉涌寺といふは、もと禪、律、眞言、淨土、四宗兼學の山であるによつて、開基已來、支那から渡

つた經驗なども澤山あるといふことを聞いて居るからこれ能き幸ひであると、直に道隆禪師の會下に參じて禪宗の教義を尋ね大に見性成佛の工夫を凝らししめた……日本に初めて禪宗の波つたのは仁安三年の頃で、彼の京都の建仁寺を建立しましたる榮西禪師といふ人が弘めたのが初まりで、鎌倉時代には随分流行したもので御座います、一鉢この禪宗といふ宗旨は、もどく楞伽經楞嚴經等の經文の意に基いたもので、重もに三界無一物などと云ふて空といふことを多く申す、毛色の變つた空につかんと云ひますが、この宗旨の起原だといふを聞けば、御釋迦様が一切經を説いて終つて、跋提河の邊に於て將さに御入滅遊ばされやうとした時に、人天四衆から鳥獸蟲ケラに至るまで、最早これで佛様とこの世の御分れであるといふので、皆悲歎の涙にくれて居りました、この時分に御弟子の迦葉尊者も青くなつて鷄足山の洞穴から飛んで來た……

ひ、或る禪僧は猫を殺して悟りを開いたといふ位で、これを直指人心見性成佛と誇つて、余は奇妙奇手劣の宗旨である、蓮長師は此の面白不測な宗風に、しばし心を注ぎ大に禪氣を養ひます、(ついで)

蒐 録

佛城漫筆

佛城 忍士

佛城漫筆とは何ぞや

佛城漫筆とは何ぞや、佛城忍士といへる、嚶々然たる弱冠 狂狷の一寒生か、漫言放語の曠睡を綴りたる筆すささのみ、過ぎにしこ、といはず新しきこと、云はす、時に望み折に遭ひ境に觸れ、予か眸子に映し腦漿を衝き、或を惹きしこどもをば、こゝに管城子を驅

……釋迦如來は寶棺の中に在まして一輪の華を拈つて見せたところろが、人天大會誰れ一人この意を悟るものがない、すると迦葉尊者ひとり顔の相好を崩すして笑つた、笑ふ門には福來る此の笑つたのが大當りで、正法眼 藏涅槃妙心……摩訶迦葉に附屬するといつて大層六つかしい功能書きの附いた悟りを佛様から傳へられたといふのです、余り真面目では聞かせませんが……是れより心を以て心に傳へ、達摩大師迄で二十人になるといふので、これを西大の二十八祖と云ひ傳へて居る……これにも木に竹を接いたやうな話があつて受け取れないけれども……夫れで宗門の立て方が經文には依らない文字は要らない、佛の説いた一切經は月を指す指のやうなもので月を見て終いば後は用はない、經論は丁度瘡の濃を拭いた紙屑も同様なもの、毗盧の頂頭を踏み附けて佛に成るのだと罵る、ある禪宗の祖師は腕を出刃庖丁で切つて悟りを開いたとい

りて錄せんと欲するもの、平たくいへば一種の出鱈目出放題……曰はく然り然り、曰はく否否否大に否……是れては何か何やら譯か分らねど、譯の分らぬところ真に是れ漫筆の漫筆たる所以ろかし、嘗て聞く、漫言放語も大慈海の涓滴となり、狂言綺辞も諸佛乘の縁を結び、軟説龜話も第一義に歸するとかや讀むとも讀まぬとも、开は諸賢子の御勝手次第に任すになん

佛耶兩教徒の會合

(余か少時の買ひかふり)

昨年の秋頃なりけん、自惚鏡に獨り大天狗を氣取れる佛耶兩教徒十數輩、佛耶の合同接近を計らん爲めどかにて、松平子爵邸に會合せしか、一時は宗教雜誌社會に噴々の評論ありて、或ものは近來の美事なりと讚して頻りに提灯を持ち、或ものは近來の大醜事なりと貶

して忌彈漫罵を極む、讚するか非耶、貶するか是耶、他人は如何にとりたくの囁するとも、予は正に斯く断言せん、曰はく、これ確かに彼等か信仰の墮落を自白したるものなり、護法心の脆弱なるを暴露したるものなりと、畢竟するに幾多の頭顱相會するところ、何事をか談せる、空説のみ御世評のみ、辨茶羅のみ、睨坐一番、阿教々理上の長處と短處とを瞭々直言したる硬骨漢を見ず、胸襟を開きて堂々自家の信條を發表吐出したる熱誠家を見ず、この二者無くんば到底根本的の合同は企圖し得べからざるなり、さはさりながら硬骨熱誠直言露白は坐興を醒ます、宜しく御坐成りを飾らんと欲せば御世評たらしに行らかさるべからず是に於てか耶教徒は口に胎を含みて佛教を譽め、佛敎者また涎を垂らして耶教徒の御機嫌を窺ふ、何たる腰振ぞや、釋宗演なる人の讀みしと云ふなる文を見しに氣なく骨なく遑焉飄乎として『阿教御互に調和が出来

るなら仕たら宜からふ』と云ふ位に止まる、如何にして調和すべき如何なる方法を以て合同を謀るべきか、此點に到つては一の修理をも存するなし、唯これ捉風捕雲の空文のみ、横井時雄、佛教は歴史上天に功勞ありしと譽め揚げれば、大内青樹は曰はく、『耶蘇教は屢々不敬事件を演したれども、今や其跡なし相携へて以て佛耶の合同を謀るべし』と御世評を使ふ、外教者の御世事は兎も角、大内の腐腸に至ては予は一驚を喫せざるを得ず、唯不敬事件なきが故に與みすべしと爲すか、何を輕躁の甚しき、恰も是れ戰場に往來するの士の、爆發を見ざるが故に地下に地雷火なしと云ふの愚と一般なり、轟雷震撼の聲に初めて耳を掩ひ魂を消するは是れ鈍卒のみ、良將の神籌奇策は、爆發已前に於て能く地雷火の伏在を知る、基督教徒の不敬事件は、一箇の實際的現象なり、而も之れが現象を煩出せしめたる源底は彼等か教義なり、故に彼の教義の骨髄

たる獨一創造の神を除かざる限りは、我天壤無窮の國體と衝突せざらんと欲するも得へからず、彼の散漫放浪たる偽愛を排せざる限りは、我か忠孝仁義の大道に抵觸せざるを得ず、其の根幹を明りすして猥りに不敬の現象なきが故に與みすへしと爲す、何等の証言ぞや殊に、彼か尊王奉佛大同圓なるものと組織し、最も攻撃を加へたるをは今も猶駿河臺頭に巍然として聳ぬ、露國政府の無形的代表とも見るべき、耶蘇舊敎のニコライ天主會堂にして、其の言ふ所『彼の會堂や、我帝都の中央に最高地を占めて屹立す、俯して皇城を瞰下すべし、一朝有事の日眞に憂ふべし』と爲すにありき而して汝が痛撃したる禍根は除かれず、壯大の建築漸く工を竣ぬ、ニコライ會堂の洪鐘は、朝暮に殷々鏗々の響を滿都八百八街に傳ふ、猶は與みすべしとなすか汝以て如何と爲す、今に忘れず佛城十三四歳の時なりき、彼れ大同圓の演説を某處に聞き、立演以てニコラ

イ會堂の害毒を喋々し言々涙と揮ふ、予偶々席に在りて傍聴し、覺ぬす涕淚双眸に迸り襟袖を濡はせり、當時子彼が氣魄に於て多しとするところありき、何ぞ知らん、今にして之を思ひば、彼れが泣けるもの涙を流せるものは、人の耳目を釣らんとせし俳優の偽泣遊女の虚涙にして、所謂、憂時憤世の假面を被むれる、演説屋演説賣なりき……予が少時の買ひかぶり曷ぞ斯の如きの甚しかりしよ、

日什御奏聞記録 (續)

日穆上人記

仰曰赦免の意趣何事ぞや、師曰今日日本に七難の中五難早や起り候ぬ殘る所の自界叛逆他國侵逼の二難も起るへき候由申され候ひけるに、案に違はず鎌倉に合戦候ひける程に自界叛逆疑ひ無し、不思議なりとて御赦免候ひき、又鎌倉に上り平左衛門入道に對して佛法の次

第諸宗の違目法華經御信仰あるべきの由委細に申され候程に、法光寺殿其理を聞召し候けり云云、さらば御信仰候へど申され候ければ持ち度くも無き法光寺殿より東に比企谷近に候西殿の御跡に御坊造られ候て、僧衆百人扶持申すべし、祈禱候へどの御使立ち候けり、其刻管の御所の大工宗長御評の席に候へけり、御坊をば宗長にこそ造らせむと云云時勢歎候ける程に奇特也御使に預る條日蓮の所持存る處各々喜條勿体なし、其故は此二十余年が問訴訟申せし事は日蓮所領を給はり御扶持に預らんと云ふ所存は一分も候はず、此の法華經を御持候は、君の爲め民の爲め三災七難を除き現當共に安穩なるべき由申す處に、華經をば御信仰無く祇所領を寄せ御祈禱申せと承る事面目なき事也、日蓮如何に御祈禱申すとも法華經を御持ちちなべ候は、天下の災難止まるへからず、祈禱申すとも法華經をたにも御信仰候は、天下の災難止まるへく候と申せしかども持ち度無しと仰出さる、上は力及ばざる處也、古の賢人も三度諫て叶はずは山林に隱居する習也、日蓮も安房の國より上て訴へ申す事一度、其後伊豆へ流され又赦免あり訴へ申す事二度、佐渡の國へ流されて尙赦免あり今度訴へ申す事三度も、天和が玉三度訴申せ

しに前二代の帝御承引なし、王臣の誤歎天和過歎、されども夫は第三帝磨せて天和が徳を顯し給き、是れは前二度は聞し食し分られずして御勘氣を累り、今度聞し食し分けられたれど御持無く候は玉と知て磨かさるか如し、御持ち無んは御經の徳も顯はれず、日蓮か本意を達せず歎はしく候、此上は諫め申すに及はずとて鎌倉を出でんとする其時平ノ左衛門入道頻りに留め申せしかども日蓮用ひ給はず、出んとし給ふ時平ノ左衛門入道云く御勘文悉く符合し候又他國侵逼の難も治定と存候頃頃にて之れあるべく候哉、日蓮云く天の御氣色と見進せ候にヨモ今年をば過ぎ候はヒ云云隨て其の年の秋蒙古國の騰越して他國の侵逼の難起りけると承り候、仰曰さる事あり蒙古國の軍兵壹岐對馬に寄たる事也、師曰其後甲斐の國波木井の郷身延山と申す處に隱居あり九ヶ年を送り弘安五年十月十三日の遷化より今年に至るまで百年に成り候と語り申す仰曰誠に賢人なり々々眞實權者なる條疑無し、其後御酒一獻、仰曰法華宗の經と讀み候は觀心の處候歎、只讀み候歎師曰妙即三千三即法等の心を得己心の妙法と觀し讀む人も候此等は智者の修行にて候、今時末法は愚者の修行を本とし候程に信を以て先となし候、經に以信

得入と説き候間唯信心を以て十方佛土中唯一乘法無二亦無三除佛方便説の金言に任せて、餘經を捨て法華經計りを信し、法華の中にも題目の五字を信し候、略

關白殿曰優しく申されたり神妙也神妙也、其後山水一見して二條東へ鳥丸を下り高辻を西へ室町を下へ通妙か許に歸りぬ、

舉經題玄取壹部と申して一部八卷二十八品六萬九千三百八十余字の功德は只題目の五字に収て候、之を唱れば現世の災難を除き未來の惡業を滅し候、理非を辨るも又辨へざるも此題目の五字を唱る功德此の如し、阿伽陀藥を合る様を知る人も知らざる人も服しぬれば萬病を治するか如し、病の重に隨て大力の醫を合せ候様に、滅後の弘通も小乘權實要を弘むまで候、今時の衆生は重病か中の重病にて候程に妙法蓮華經の要法の良藥が中の良藥を末法に弘め候、諸流盡きて大海残るか如く諸經の江河盡て後法華經の大海に残て候、法華經の中にも題目の大水残る時に候程に今時此旨を弘め申にて候、仰曰言語同斷殊勝也、とて三獻の時御思指あり日什蓋を受取り飲立去て御暇を申す、仰曰殊勝の事共承り候、在京の間常に來臨候は、尙法門聽聞すべく候、又夫れに遊ばれ候へ、鷹司中將泉水の先達申され候へど云云中將殿泉殿の前の清水を見那ぞ殊勝に候はずや只法華宗の法門の如しと狂言を言はれ候き師云哀れ法華宗の訴訟を是の如く申立證し候は、やと

明二十四日御感狀に預り候ぬ、又其時鷹司殿より官位の昇進御所の御意にて候口宣の案進上あるべく候云云師曰官位の事は且く斟酌の子細候追て申すべく候云云、同日晩景に妙顯寺より大巧阿闍梨の舍弟智常坊使者にて只今關白殿より昨日の御法門殊勝の由御使者候、其へ參り候て承るべく候へども御煩と存候程に參らす候、是へ入御候て御物語候へど云云、明れば二十五日妙顯寺に至り、法門の躰荒々申候き、貫首云先師違卷物目安等と上られし事は度々候しかども是の如く申されたる事未だ候はず、今委細に御奏聞の條御志の至り御影の納受候歎と貴く存候、一には廣宣流布の時分相近き候故歎と存候へは我々迄力付て覺へ候、向後に於ては御在京にても候へ在國にても候へ佛法世間共に申し承るべく候云云

給ふ折柄將軍等持寺へ御出にて當職辭退申時分にて候上へ折節西へ罷出候間見參に入らず候條御心元なく存候、申狀見申候に我等か指申すべき事ども覺へず候去り乍ら置どあらん申狀をば置かれ候へど關殿に云付て仰出られ候き、仍て申狀をば打置て歸り候ぬ、同七月五日早朝に鷹司殿の子息少將殿參り候き、在京の料も盡き候ひし程に其日鷹司殿に暇乞に參り候、其時中將殿云官途の事仰下され候ひしに且く御在京有るべくかと存候しに御下向候歟、官途御辭退何事にて候ぞや、師曰先師の法門御承引なく候間是をこそ大事に候へ、官位等の事は望なきには候はねども法門御信仰まで門徒の制法にて候と云云、中將殿曰門徒の制法はサル事にころ候ぬれども、各々にも吹嘘申候ひて既に此御所御對面なされ候、向後も御訴訟候はんするか昇進候てこそ御對面も輒く候はんするに、御辭退勿躰に候間是より取て進す可く候云云、先皇の御自筆御引出物候ひき、少將殿先皇御筆又我自筆の運歌百韻田舎土産にて出され候き、同六日官途迄送られ候き二位權少僧都云云、日什本望には非すと雖も請取候き同七日洛中を立て下向候、同十九日身延山へ參り貫首に對面申き、同二十日久遠寺を立て同二十七日下總

國妙法寺下着云云、松王丸尋云申狀に日蓮法師と書給ふ事恐れ候歟、什師曰公方の法は信仰の後さへ法師と申候に、まして御信仰無きに聖人なんと申は私の事也云云、又尋云古の申狀に天臺の沙門と書す、日蓮沙門と書かれ候異義何れを正義と申す可く候や、師曰蓮か沙門と書くか正義にて有るべく候、難して云大聖人安國論に天臺沙門と御書候は如何、師曰其は道理也、始に此宗を立て給ふ間古へ御承引の天臺を引き給ひて候、是智識相承の質也、大聖人已後は日蓮沙門と書く可きに候、例せば天臺も智識相承の時は龍樹惠文の末流と書し給ひしかども、天臺已後の人々經卷相承を本とし天臺沙門と書さしか如き也、此等内證佛法傳授血脈の質、直授天臺直授日蓮の義にてあるべく候云云、日蓮尋云報恩鈔には天台傳教の弘め殘し給ふ法門三つあり所謂本門の戒壇と本門の本尊と妙法蓮華經のどころ候に、申狀には天台は一觀三觀一念三千也、日蓮は題目の五字にて候也と、何故と二をば載せ給はずや等云云、師曰尤も所難の如し、但申くに載せざる事は上の二ヶ條本門の本尊は當宗御信仰の後申立つべき法門にて候間載せざるにて候、其上本經も結要付屬の質こそ分明に舉

て候へ、山門の宗論を訴訟申にて候程に先づ經の現文に見へ候處を申狀に載せたり云云、重て尋云大聖人の御書の様は天臺宗は迹門を弘め、法華宗は本門を弘むる筋目所々に見へて候、何ぞ申狀に此由を御申無く候哉、什師曰尤も大切の尋にて候輒く申すべからざる事にて候、凡そ諸門跡の義御書の義に依つて、法華經を中分して天臺宗は迹門十四品計を弘通し法華宗は本門十四品計を弘む、一品二半なんと申す條予が所存には心を寄せざる處にて候、是等は本迹の法門申様にてあるべく候、此砌に申さん事は憚りに候間別紙に書くべし云云、惣して申狀の様は草案して洛中の儒者關の式部の道嚴に見せ候き、申狀の躰仔細なし但し初の請承天恩の語終の誠惶誠恐等の事今時は書さ候はずとなをされ候き、其外は仔細なしと指南候畢ぬ、右奏聞の事法門荒々語り申候、此外申度き道理文證候しかども御尋に隨ひ申候程に申度き事をも申さず、又申候ひし中にも事落く候程に存略し畢ぬ、物して奏聞の事は涅槃經の善比丘等佛法中怨の難を恐れ是我弟子眞聲聞也の金言に任せ聖人の仰せられし事なれば一天御承引なからん程は日什が門弟に於ては是れ一大事たるべく候、是則ち日本國の人に訴へ申にて候なり、一

天御承引の後は華洛の弘通公方を望む事は名利の科もあるべく候歟、仍て田舎卑賤の士民を教化する事を化導の本意と爲すべく候、仍て後代の爲め是の如く申置候處如何
 永徳元年辛酉年極月日 日 穆 記 之

詞苑

海上胤平大人はもと武道の達人にして勤王家の人なれども國學和歌の道にくはしく若書もあまたありて歌道のくたれることを歎き古しへにかへらんとことをつとむるをもて其身の任とし實に歌道中興の祖ともいふへき人なれどもかなしきことには世の人心薄らきゆきわたりにのみながれあらぬさまのみめつるをもて正しき道を守るものは用ゆるものなく其よめる歌も幾千万の多きにいたり就中長歌は尤も其妙を極め開闢已來の一人ともいふへき程なるもしる人稀なるのみならず此道に名ある人々のよみたる歌も遠へるところあれば會釋なく論らふをきて其わさの如何に拘らす單に歌論先生て

ふ冷評を下して交るもの稀なる故に遠隔の地にありては其名をさへしらぬもの多かりき故に今此道に志あるものにして正しき歌を學ばんとするものために其家集なる権園詠草よりぬき出して同じ志の人々にしめすことゝなしぬ大人か斯く歌人どもにうとまざるゝもまた是此道の統一をはかり正しきにかへらしめむとつとむればなり讀者諸氏も心して其意のある所をしりたまへ

歌 海上胤平

古しへのしらは高し今の世のしらはいやし山の部の赤人大人に歌よまはならへ世の人柿本の丸大人に歌よまはまなへ世の人古しへの今のをつゝに人さばにみちてはあれど此大人の二人の大人にししく人あらめや

又

かきろひの夕日のくたちいかさまにくたちゆく世う昔の歌をしたもへは昔の根の長くうたへり今の世のうたをし見れば小草なす短くうたへり短かきは長きにしかす今の世はひかしのしかす人丸の大人の命のうたはしゝことゝまにゝゝ赤人の大人の命のうたはしゝことゝまにゝゝ孤まくらたかきしらへにうたひつきこそ

此大人にならへ歌人今の世の

いやしきさまはよまぬまされり

無常

同前

あすまたぬ人の命はさえやすき

夕かけくさの露のわたもの

あすありと命たのみて露よりも

はかなきものは心なりけり

過を遂げ非を飾る人の多き世の中

南總 小川 松泉

心には悔てもさすかあやまちは

あらためかたきものにやあるらん

童子にしめす

犬すらも猫すらもなを業あるを

心せよかし人の子供ら

述懐

天津日のめくるを見てもねもふかな

なすわさなさて過し此身を

播州龍野町本行寺住若山青海氏老耆の康健を祝せられたる唐歌の返し

東京赤阪橋居錦織無爲道人

今やわれかれぬはかりの蓮葉を

残る句のありと見てしか

説教

顯本の華菓 (續)

小林日至師説教

又是れに反して喜はしきこと有り顯本壽量の妙法を深信して終に不老不死の大果を得る人は近く現世に於ても愈快の華報を得る也夫は我等醫生の時より報命と申て定まりある命数の延長するを云ふ既に佐渡の國に於て高祖聖人の御化導を受けて壽量品の妙法を深く信する中興入道と申す人あり此人或時所信の妙法を書寫して先亡の追善を營まれしを宗祖は大に歎し玉はく去りぬる幼子の娘御前の十三年に六丈の卒塔婆を立てゝ其表に南無妙法蓮華經の七字と顯して御坐せば北風吹は南海の魚鱗其風に當て大海の苦を離れ東風吹は西山の鳥鹿其風を身に觸れて畜生道を脱れて都卒の内院に生れん況や彼の卒塔婆に隨喜を成し手と觸れ眼に見まいらせ候人類をや過去の父母彼卒塔婆の功德によりて天の

日月の如く淨土を照し孝養の人並に妻子を現世には壽を百二十年持て後生には父母と俱に靈山淨土に參り給はん事水清は月寫り鼓を響は響の有るか如しと思し召し候へ云云此より後の御卒塔婆にも法華經の題目を顯し給へ己上御判の中に水に月鼓に響の二種の響を擧玉ひしは自業自得の道理を示されたるもの也是入道は不老不死の題目と書顯して精靈の追善を行ひし故其善果

としては孝子其人は終に父母と共に靈山淨土に居住する身となり長壽萬歳の大果を得へき善人なれば早現世にも好ま華報顯れて百二十まで生き永らへ給ふことは決定して疑ひ無ければ水の清に月の寫らざる事なく鼓を擊に響の非ざる事なしと因果確實の理を推して喻し給ふ也亦復月漢和三國に於て延壽の華報を受たる人を示して曰く阿闍世王は父を殺害し母を禁固せし悪人も然りと雖とも涅槃經の席に來て法華經を聽聞して現在に惡瘡治するのみに非す四十餘年の壽を延引せり亦曰

く阿闍世王は御年五十にして二月十五日に大惡瘡身に
出來り大醫者婆の力も及ばず三月七日に心す死して無
間大城に墮へかりき五十餘年の大樂一時に滅して一生
の大惡三七日に集れり定業限り有りしかども佛法華經
を重て演説し涅槃經と名づけて與へ給ひしかば大王身
瘡忽に平癒し心の重病一時に露消す佛滅後一千五百
餘年に陳鍼と申人あり短命の相有て五十年に定り候を
天臺大師に値奉りて十五年の命を延へ六十五まで御座
す其上不輕菩薩は更増壽命と説れて法華經を行じて定
業を延ぶ乃至されば日蓮悲母を祈りて候しかば現身に
病ひ愈るのみならず四箇年の壽命と延たり今女人の御
身として病を身に受させ給試に法華經に信心を立て、
御覽あるべしと

(つゝ)

寄書

佛教各宗協會反省の時機

相洲 今成 乾 隨
佛教各宗協會は各宗管長の締盟せる協會にして、各管

んとす、此れ即ち協會の目的を無視して他宗の宗義に
干渉妨害せる者を謂はざるべからず、一面よりして之
を云へは全く信仰自由の公義に背反したる者にして、
明治佛教界一大妖怪の變象と云はざるを得ざるなり、
吾曹は當時此の衝突の事あるや、本宗當局者に隨伴し
て西都に行き、協會員及び關係者の動靜を探求せしに
彼等は皆我か要求の條理あるに屈し、規約の解釋に服
し、目眩し語窮し、唯々御尤千萬なりと云ひしにも拘
はらず、左顧右眈鼠の猫に於けるか如く、倉皇遁逃し
たり、此に於て我が當局者は自家の權利と重し、僧分
の義務を守らざるべからざるの必要に迫り、規約履行
の請求を法庭に訴へんとするに至る、
此の時に當りてや吾曹竊に謂へらく、此の種の問題は
單純明白なる事柄なるも、俗論の爲に正義を謬られん
とを恐るゝか故、佛教各宗綱要宗義の責任に對する疑
義と題し、明教紙上と藉りて天下の識者に告白せしと
ありき、その一節に曰く吾人は責任の所在に其說大段
二者あるを認む、
甲は各宗綱要の宗義は協會に於て承認せる者、即
各宗管長全体か是認する者とする説
乙は各宗の宗義は各宗夫れ自身の宗義に限り是認
する者にして、他宗の宗義には毫も關係なしとす
る説 (佛教界目下之大訴訟參照)
を述べ、甲説の非理にして乙説の當然なるを論し、
協會規約第三條を以て立證し、縷分明晰不言の間に疑

寄書

長は其の宗祖の意旨を奉し、其の宗派と代表して、自
家の教義を擴張せんか爲に、斯の會を組織したるとは
勿論なり、然れども各管長は自家の宗祖の曰く、各々
立教判釋を異にし、各自安心立命を別にするか故に、
我田引水の見を起し、自家の利益を計らんか爲に、他
宗の妨害を試みるとありては、到底協同の實を擧ぐる
能はざるか故に、通有性の點に於て提携し、特有性に
至りては互に干渉せざるを以てしたり、されは各宗
協會規約第三條に目的を規定して曰、協會は各自其の
宗義宗制を妨げざる限りに於て互に其進路を提携す云
云と是れ尤も公平なる條件にして、各宗管長に在りて
は如是あるべきは理の當に然るべきものなりとす、即
ち宗義宗制を妨げざる限りに於てと云へるは、協同し
得べき點と協同し得べからざる點とを明瞭にしたるも
のなり、若し然らずして、漫然たる名のもとに雷同し
宗義等をも擧げて混同するに於ては、各宗管長は其の
宗祖の罪人にして、師敵對の逆賊なり、否らされはそ
の宗派の滅亡を宣言するものにして、自家立命の安心
を破壊せる者と謂はざるを得ず、噫如何に澆悍の世な
りども堂々たる各宗管長豈斯くの如き愚を學ねんや、
然るに事實は之に反す、
明治二十九年各宗綱要完成の時に當りてや、各宗綱要
中四箇格言謗法嚴戒の二題を理不盡に刪却し、紙數の
増加に托して天下の耳目を瞽瞍にし、内は以て自家宗
義の薄弱を苟偷し、外は以て本化別付の嚴命を拒否せ

義を氷釋したり、然るにも拘はらず、協會員及び編輯
人等は何なる意趣なるか、更に反省するの精進力な
く、傍若無人にも其の非理を實行するに至る、茲に於
て本宗は國民の既得權として、又折伏逆化の前方便と
して、又復佛教統一立正安國の序幕として大日本法の
庭に訴へ、一は以て爾前述門の協會員等を打撃し、一
は以て本化直傳の妙法宣揚に資したり、彼の控訴院判
決主文の如きは、明かに協會員等の非行を認めざるに
非ざるも、法律の干與を許さざるを以て棄却したるに外
ならず、決して編輯人等一輩の行爲を善良なりと認め
たるに非ず、換言すれば協會の規約なるものは、法律
の制裁を仰ぐまでもなく管長徳義の反省を勸むるの判
決に出たり、故に今少しく公平なる責任ある○○○あ
りたらんには●●●なからざるべかりしに、僥倖に
も協會員等は法律上の強制執行を免ることを得たるは
彼等に取りては燒熱地獄にありて一陣の涼風に遇ひた
るの感あるべし、然れども彼等は自心に嫌焉たらざる
者なき乎、恐らくは彼等の良心は常に其の不徳を責め
精神平ならざる者あるべし、例へば刑事上の嫌疑者は
證據不充分の爲に放免の榮を得たりとするも、社會の
制裁は陰納の間に其の不徳を責め、夫れ自身も面目な
さか如し、各宗協會たる者我執を盡して翻然悔悟せ
すして可ならんや、
若し夫れ我が國にして完全なる民法實施後にてありた

らんには、公平なる判決のもとに、彼等は其の醜面を晒らし、否認なしに他動的に格言等を編入せざるへからざりしに、幸にもその不運に至らざりしは、佛祖の御計ひとして暫らく彼等に反省の日子と與へ、自動的に格言等の編入を爲さしめんの大慈悲にあらざるを知らんや、

彼れ協會員等は心に惟すらく、事件衝突の最初に於て既に其の曲己にあるを知り、天下の公論を聞きて愈々其の邪を覺り、其の判決を得て徳義上倏忽反省すへき者なることを観念せざるにあらざるも、自宗宗義の之に對する應戰甚だ窘窮に迫るを如何にせん、

特に念佛門徒等に至りては、其の立教の根本虚偽を以て固め、念佛無間の論鋒に向ては、内心屈服の色なきに非るも、舊執の忘念未だ晴れず、時宗管長代理某の如きは各宗協會臨時大會に望み、左の狂的質問を爲すに至る。

四個格言編入の件若し法庭に於て棄却せられたるとは其の説教をも停止するを得べきか云云と

嗚呼之れ何たる痴狂をや、苟しくも身一宗を代表する程の地位にありながら、規約上編入の權義と教義的正邪との區別を知らず、規約履行の法律上の問題の奈何を以て、直に教義正否の宗教上の問題に應用せんとす是れ乃ち俗的裁判官を以て教主釋迦文よりも真正なるものと思へるの愚に坐す、如何に自家の衰微を思へばとて、野更にも如かざる言と云はざる

して本宗の綱要中自家と相反する教義あらは、正々堂々其の祖師を本陣とし、其の經釋を后陣とし以て其の正邪を決せざる可からず、綱要は綱要として公平に編入し、宗義は宗義として講究せざるべからず、然るに編纂と講究とを顛倒し、猥りに多數強力を恃み他の宗義を妨害せんと欲す、斯の如くんば、彼等は協會締盟の原義より放逐せらるべきもの、否各宗協會を組織せざるの手續なきに如かざるなり、彼等自ら目的を規定し而して自ら之を破棄せんとすこれをこれ自殺行爲と云ふへきなり、

彼等の定見なき者、將に言はんとす、各宗協會は各宗合同の端的にして、其の目的は全く方便にして目的の文底に秘密あり、故に顯露の解釋は貴宗の説の如くなくも、秘密の眞意は●●にあるか故に、四個格言の如き排擠性ある者は編入するの勇氣なしと、噫是れ何たる愚論をや、彼等は將帥なき鳥合の兵と集めて、死佛敎軍を組織し、生死流轉の大海に進軍せんとするに異ならず、直ちに海底に沈淪するもとより論なきのみ、寧ろ公平に各宗の異論を集めて綱要を編製し、比格講究を盡して佛祖の本懐に到達し、釋釋を研磨綜合し、統一せる活佛敎軍を組織せよ、此れ實に訓練兵士將帥を得たるに異ならず、元品無明の大敵を破る誠にも易たらんのみ、

佛敎統一の大權を有し給へる大聖日蓮曰、知者に我か義ヲブレシハ用ヲシトナリと

オ一協會員よ亦佛法を護持せんとする意志あらんか日蓮的此の底の觀念を腦裏に會注し、改悟百拜して格言を編入し其の罪を償へ、然らずんば無間墮獄の重のみ如何に々々々

一團々員加盟申込簿(自七月廿六日 至八月五日)

特別團員

金四圓也	分納	名古屋市言渡町靈山寺住職	岡本圓正	金拾圓也	一時	山葉縣十氣本郷町善勝寺住職	小川日園
金拾五錢宛	分納	千葉縣印旛郡彌富村妙宣寺住職	夏目智誓	金參圓也	一時	福島縣二本松町本久寺住職	大多和幸英
金拾錢宛	分納	東京市牛込區原町久成寺住職	久保島日清	金三圓也	分納	千葉縣千葉郡白井村本城寺住職	戶田日照
金貳拾錢宛	分納	東京市本所區綠町五丁目	渡邊源次郎	金拾錢宛	分納	兵庫縣明石町圓乘寺住職	廣部玄通
金拾錢宛	分納	東京府品川町妙國寺	田久保正壽	金額未定	分納	神奈川縣鎌倉郡澁谷村福田	八真木榮秀
金拾錢宛	分納	東京市深川區材木町	井上仙吉	金拾錢宛	分納	千葉縣君津郡金田村本永寺住職	保田平左衛門
金參圓也	分納	東京市淺草區吉野町常福寺住職	小林長右衛門	金拾錢宛	分納	千葉縣山武郡增穂村光昌寺住職	高橋實吉
金拾錢宛	分納	東京市淺草區松葉町	三上義操	金拾錢宛	分納	千葉縣姊崎町寶藏寺住職	朽木日導
金拾錢宛	分納	東京市下谷區南稻荷町	岡上フヂ	金拾錢宛	分納	東京市日本橋區小網町一丁目	里見圓海
金拾五錢宛	分納	岡山市山崎町本行寺住職	岡田ナカ	金參圓也	分納	岡山縣勝南郡飯岡村本經寺住職	安住佐太郎
金五圓也	分納	千葉縣姊崎町妙經寺住職	能仁事一	金參圓也	分納	岡山縣林田町川岸	柴原旭照
金拾圓也	分納	千葉縣帆丘町法目法福寺住職	山本教典	金額未定	分納	千葉縣山武郡山邊村法輪寺住職	宗平助次郎
						大阪市生玉筋道成寺住職	清瀬貞雄

金參圓貳拾五錢	千葉縣印旛郡旭村松源寺住職 分納 赤地光精	金額未定	神戶市下山手通リ	牧安次郎
金參圓也	廣嶋縣吉田町蓮華寺住職 能仁諦明	金額未定	東京市牛込區早稻田正法寺住職 安藤行善	善
金額未定	東京市下谷區上根岸齋藤顯一	金額未定	山形縣東置賜郡梨郷村本覺寺住職 飯倉日和	和
金額未定	兵庫縣神崎郡内野法琳寺住職 清瀬常隆	金額未定	兵庫縣印旛郡的形山田琢玄	玄
金拾錢宛	千葉縣東金町北之幸前田日應	金四圓也	千葉縣山武郡太平村妙光寺住職 猪野貞宥	宥
金拾錢宛	久留米市寺町本奏寺住職 山本通辨	金拾錢宛	山口縣大島郡小松志佐村大平英玉	玉
金拾錢宛	金澤市泉寺町妙覺寺立寺	金參圓也	和歌山市本町七丁目森廣吉外五名	名
金額未定	千葉縣山武郡片貝村妙覺寺住職 河野日台	金參圓六拾貳錢	靜岡縣濱名郡吉津村妙立寺住職 分納 牧田日龍	龍
金參圓六拾錢	大阪府三島郡三島村法華寺住職 華名玄鏡	分納	堺市橋屋町東四丁妙滿寺住職 安田日好	好
金額未定	岡山縣津山町本蓮寺小幡英智	金四圓也	愛知縣豐橋町妙圓寺住職 笹川日方	方
金五圓也	廣島縣吉田町世羅準平	金參圓五拾錢	全縣知多郡緒川村越境寺住職 赤羽日揮	揮
金五圓也	全縣全町	金拾錢宛	千葉縣山武郡大和村本福寺住職 今井警敏	敏
金額未定	千葉縣佐倉町彌勒妙經寺住職 栗原日澁	金額未定	青森縣三戸郡長者村本壽寺住職 木村智定	定
金額未定	愛知縣碧海郡元刈谷村長遠寺住職 鳥居圓整	金參圓也	大阪府三島郡三島村耳原虎谷喜太郎	郎
金額未定	岡山縣東南條郡東苦田村剎保田口政道	金參圓五拾錢	鳥取縣東伯郡松崎木立寺住職 石渡鉄禪	禪